

令和3年度施行

設計書

業務名：令和3年度さっぽろ建設産業活性化プランに
係るアンケート調査業務

令和3年 10月 設計

札幌市建設局土木部業務課

札幌市

業務名： 令和3年度さっぽろ建設産業活性化プランに係る
アンケート調査業務

業務委託費： _____ 円

内訳 { 委託料： _____ 円
消費税等相当額： _____ 円

業務説明

1 業務の理由

本業務は、「さっぽろ建設産業活性化プラン」に基づき進めている各種施策について、効果の把握や分析を行うとともに、より効果的な実施に向けた検討を行うため、業界団体・企業へのアンケート調査を実施するものである

2 業務の概要

- ① アンケートの作成
- ② アンケートの配布
- ③ アンケートの回収
- ④ アンケートの集計
- ⑤ 報告書の作成

3 業務の期間

着手の日から令和4年3月15日までとする。

4 仕様書

別添「仕様書」のとおり。

令和3年度さっぽろ建設産業活性化プランに係るアンケート調査業務

一金 _____ 円也

内 訳

業務区分・業種・種別・細別	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
アンケートの作成	別紙仕様書 のとおり	式	1			単-1
アンケートの配布	別紙仕様書 のとおり	式	1			単-2
アンケートの回収	別紙仕様書 のとおり	式	1			単-3
アンケートの集計	別紙仕様書 のとおり	式	1			単-4
報告書の作成	別紙仕様書 のとおり	式	1			単-5
小計 (委託料)						
消費税等相当額						10%
合計						

単 価 算 出 調 書

No	細 目	単 位	単 価	積 算 の 基 礎	摘 要
1	アンケートの作成	式	円		見積
				円/式 × 1 式 =	
				円	
2	アンケートの配布	式	円		見積
				円/式 × 1 式 =	
				円	
3	アンケートの回収	式	円		見積
				円/式 × 1 式 =	
				円	
4	アンケートの集計	式	円		見積
				円/式 × 1 式 =	
				円	
5	報告書の作成	式	円		見積
				円/式 × 1 式 =	
				円	

仕様書

1 業務名

令和3年度さっぽろ建設産業活性化プランに係るアンケート調査業務

2 業務目的

本業務は、「さっぽろ建設産業活性化プラン」に基づき進めている各種施策について、効果の把握や分析を行うとともに、より効果的な実施に向けた検討を行うため、業界団体・企業へのアンケート調査を実施するものである。

3 業務内容

(1) 作業内容

① アンケートの作成

発注者と協議の上、業界団体・企業に配布するアンケートのデータを作成する。データ作成は、回答しやすいフォーマットを検討すること。

② アンケートの配布

本業務で作成したアンケートを業界団体にメールで送付する。

③ アンケートの回収

各企業からメールにて返信されるアンケートを受け取り、データを整理・保存する。

④ アンケートの集計

各企業から回収したアンケートを、全体、団体別、項目別等に分けて集計する。集計作業には、自由記載のまとめやクロス集計を含む。

⑤ 報告書の作成

調査内容や集計結果などを基に、質問項目の内容に応じて、表形式やグラフ化などを行い、見やすく報告書にまとめる。

(2) 作業量 (想定)

項目	数量
アンケート種類	・ 建設企業用及び建設関連企業用の2種類
項目数 (アンケート種類毎)	・ 基本事項(クロス集計用): 3項目程度 ・ 選 択: 10項目程度 ・ 自由記載: 3項目程度 ・ 表形式: 4項目
配布数	・ 21団体、約1,000企業
回収数(想定)	・ 400件程度※昨年度の実績

(3) スケジュール (想定)

本業務のスケジュールは下記を想定している。

作成：11月下旬、配布：12月中旬、回収：1月下旬、集計：～2月下旬

項目	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート作成		■			
アンケート配布		■			
アンケート回収			■		
アンケート集計				■	

4 業務工期

本業務の業務工期は、契約日から令和4年3月15日(火)までとする。

5 納品成果

- ・業務報告書 1部
- ・業務報告書及び各種資料を記録した電子媒体 1部

6 その他事項

(1) 本仕様書以外の業務基準

本仕様書のほか業務に必要なものは、札幌市土木設計業務共通仕様書等による。

(2) 留意事項

- ア 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏洩がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- イ 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- ウ 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データ等すべて）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- エ 受託者は成果物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- オ 受託者は、委託者に対し、第三者の著作権、著作人格権及びその他特

許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- カ 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。
- キ 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- ク 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。

- ケ 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- コ 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- サ この業務に関して生じる問題点は、委託者、受託者が協議し、処理すること。
- シ 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- ス 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。